

【参考：厚生労働省】地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いに関する通知（一覧）

事業区分		標準事業例、事業の概要								
		H29. 1. 27	H30. 9. 14	H31. 2. 19	R3. 2. 19	R3. 8. 12	R3. 9. 28	R5. 5. 24	R5. 12. 22	R6. 3. 8
I-1 病床の機能分化・連携のために必要な事業 ①医療機関の施設又は設備の整備 ②病床の機能または病床数の変更	(1)医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備等	1	I C Tを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備 病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。							
		2	精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備 精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。							
		3	がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備 がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。							
		4	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。 また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。							
		5	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備 急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。	○	○		○	○		
		6	妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備 院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。							
II 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	(1)在宅医療を支える体制整備等	7	在宅医療の実施に係る拠点の整備 市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。							
		8	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援 在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費（調整等を図るための人員雇用分等）や会議費などに対する支援を行う。							

事業区分		標準事業例、事業の概要								
		H29. 1. 27	H30. 9. 14	H31. 2. 19	R3. 2. 19	R3. 8. 12	R3. 9. 28	R5. 5. 24	R5. 12. 22	R6. 3. 8
		9	在宅医療推進協議会の設置・運営 県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。 上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。							
		10	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施 在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う 保健師（市町村主管部門、保健所等）に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。							
		11	かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発 かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。			○				
		12	訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施 訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。 上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。				○			○
		13	認知症ケアパスや入退院時の連携パスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築 認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ（認知症ケアパス）等の検討を支援する。							
		14	認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施 認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。							
		15	早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等 精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。							
	(2) 在宅医療（歯科）を推進するために必要	16	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備 在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。							

事業区分		標準事業例、事業の概要									
		H29. 1. 27	H30. 9. 14	H31. 2. 19	R3. 2. 19	R3. 8. 12	R3. 9. 28	R5. 5. 24	R5. 12. 22	R6. 3. 8	
事業等	な事業等	17	在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進 現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。								
		18	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施 在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。								
		19	在宅歯科医療を実施するための設備整備 在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。								
		20	在宅歯科患者搬送車の設備整備 在宅歯科医療を実施する歯科医療機関（在宅療養支援歯科診療所等）でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。								
		21	在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援 在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。								
	(3)在宅医療(薬剤)を推進するために必要な事業等	22	訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知 これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。 また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。								
		23	在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備 在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間（地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等）で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。								
		24	終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援 人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようになるため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間（地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等）で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。								

事業区分		標準事業例、事業の概要									
		H29. 1. 27		H30. 9. 14	H31. 2. 19	R3. 2. 19	R3. 8. 12	R3. 9. 28	R5. 5. 24	R5. 12. 22	R6. 3. 8
Ⅳ 医療従事者等の確保・養成のための事業	(1) 医師の地域偏在対策のための事業等	25	地域医療支援センターの運営（地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む） 地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。			○		○			
		26	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築 医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。		○	○			○		
		27	地域医療対策協議会における調整経費 地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。								
	(2) 診療科の偏在対策、医科・歯科連携のための事業等	28	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援 産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。 また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。			○					
		29	小児専門医等の確保のための研修の実施 医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。								
		30	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施 地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。								
		31	医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施 医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。								
	(3) 女性医療従事者支援のための事業等	32	女性医師等の離職防止や再就業の促進 出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。								
		33	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。 また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。								

事業区分		標準事業例、事業の概要								
		H29. 1. 27	H30. 9. 14	H31. 2. 19	R3. 2. 19	R3. 8. 12	R3. 9. 28	R5. 5. 24	R5. 12. 22	R6. 3. 8
(4) 看護職員等の確保のための事業等	34	女性薬剤師等の復職支援 病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師（特に女性）の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。								
	35	新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施 看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。								
	36	看護職員の資質の向上を図るための研修の実施 看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。					○			
	37	看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施 看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。					○			
	38	離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進 地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。					○			
	39	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備 看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。								
	40	看護職員が都道府県内に定着するための支援 地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。								
	41	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進 地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。								
	42	看護師等養成所の施設・設備整備 看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。								
	43	看護職員定着促進のための宿舍整備 看護師宿舍を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。								
	44	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備 教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。								
	45	看護職員の就労環境改善のための体制整備 短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。								

事業区分		標準事業例、事業の概要									
		H29. 1. 27	H30. 9. 14	H31. 2. 19	R3. 2. 19	R3. 8. 12	R3. 9. 28	R5. 5. 24	R5. 12. 22	R6. 3. 8	
		46	看護職員の勤務環境改善のための施設整備 病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。								
		47	歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備 歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。								
		48	地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援 地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。			○		○			
	(５) 医療従事者の勤務環境改善のための事業等	49	勤務環境改善支援センターの運営 医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。								
		50	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等） 計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資する ICT システムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。								
		51	有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援 病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。								
		52	休日・夜間の小児救急医療体制の整備 小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。								
		53	電話による小児患者の相談体制の整備 地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。			○					

事業区分		標準事業例、事業の概要									
		H29. 1. 27	H30. 9. 14	H31. 2. 19	R3. 2. 19	R3. 8. 12	R3. 9. 28	R5. 5. 24	R5. 12. 22	R6. 3. 8	
		54	後方支援機関への搬送体制の整備 救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。 また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。								
		-	食事療養を提供する人員体制を確保するための食材料費の高騰に対する支援に必要な経費							○	
その他		-	第8次医療計画に新興感染症等対応が追加されることも見据えた対応			○					
		-	各都道府県のへき地医療支援機構等が中心となつて行う事前研修に係る経費					○			

医政地発 〇 1 2 7 第 1 号
平成 2 9 年 1 月 2 7 日

各都道府県衛生主管(部)局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例
及び標準単価の設定について

地域医療介護総合確保基金(医療分)につきましては、医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)第 4 条第 1 項に規定する都道府県計画(以下、「都道府県計画」という。)で定める「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「居宅等における医療の提供に関する事業」及び「医療従事者の確保に関する事業」のいずれかに該当する事業として都道府県計画に掲載された事業(以下、「基金事業」という。)を対象としているところですが、予算の効率的な活用を図るため、今般、基金事業における標準事業例及び標準単価を別紙 1 及び別紙 2 のとおり設定したので通知します。

つきましては、平成 29 年度以降の都道府県計画の策定に当たっては、原則として、標準事業例及び標準単価により、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、事業を計上して頂くようお願いします。

なお、別紙 1 及び別紙 2 に該当しない事業又は単価がある場合には、あらかじめ当課と協議の上、基金事業として都道府県計画に掲載していただくよう併せてお願いします。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例

（別紙１）

事業区分		標準事業例	事業の概要
Ⅰ 病床の機能分化・連携のために必要な事業	(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備等	1 ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。
		2 精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイクア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイクア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。
		3 がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。
		4 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。
		5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。
		6 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。
Ⅱ 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	(1) 在宅医療を支える体制整備等	7 在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。
		8 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費(調整等を図るための人員雇用分等)や会議費などに対する支援を行う。
		9 在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。
		10 在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師(市町村主管部門、保健所等)に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
		11 かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。
		12 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施	訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
		13 認知症ケアバスや入退院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ(認知症ケアバス)等の検討を支援する。
		14 認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。
		15 早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。
	(2) 在宅医療(歯科)を推進するために必要な事業等	16 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
		17 在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。
		18 在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
		19 在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
		20 在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関(在宅療養支援歯科診療所等)でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
		21 在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。
		22 訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
	(3) 在宅医療に必要(薬剤)を推進するために必要な事業等	23 在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。
		24 終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。

事業区分		標準事業例	事業の概要
Ⅲ 医療従事者等の確保・養成のための事業	対（１）策の医師のための地域偏等在	25 地域医療支援センターの運営（地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む）	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
		26 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
		27 地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。
		28 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。 また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。
		29 小児専門医等の確保のための研修の実施	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
		30 救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
	科連携のための事業、等	31 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
		32 女性医師等の離職防止や再就業の促進	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
		33 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。 また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。
		34 女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師（特に女性）の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。
	支（３）援の女性医療従事者等	35 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
		36 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
		37 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
		38 離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
		39 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
		40 看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。
		41 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサナサイト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。
		42 看護師等養成所の施設・設備整備	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
		43 看護職員定着促進のための宿舍整備	看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
		44 看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
		45 看護職員の就労環境改善のための体制整備	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
		46 看護職員の勤務環境改善のための施設整備	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
		47 歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
		48 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。
	（４）看護職員等の確保のための事業等	49 勤務環境改善支援センターの運営	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。
		50 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（医療クレーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等）	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クレーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
		51 有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
		52 休日・夜間の小児救急医療体制の整備	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
		53 電話による小児患者の相談体制の整備	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
		54 後方支援機関への搬送体制の整備	救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。 また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
地域医療支援センター運営事業	専任医師及び専従職員の人件費	専任医師 1 人当たり 12,548千円 専従職員 1 人当たり 3,899千円
	事業に必要な経費	年額 27,207千円
救急勤務医支援事業	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当	1 人 1 回当たり 休日昼間 6,785円 夜間 9,330円
小児救急電話相談事業	小児救急電話相談事業・協議会に必要な経費	(活動費) 午後 6 時から翌日午前 8 時までの間 54,200円×実施日数(8 時間以上実施) 午前 8 時から午後 6 時までの間 54,200円×実施日数(8 時間以上実施) (運営経費) 1,984千円 (協議会経費) 333千円
小児救急地域医師研修事業	小児救急地域医師研修事業・協議会に必要な経費	(研修経費) 1 地区当たり 273千円 (協議会経費) 1,012千円
小児救急医療体制整備事業 小児救急医療支援事業	小児救急医療支援事業に必要な給与費、報償費	(常勤の体制) 休日・夜間 1 地区当たり 26,310(13,150)円×診療日数 夜間加算 1 地区当たり 19,782円×診療日数 小児救急電話相談実施加算 1 地区当たり 14,838円×診療日数 (オンコール体制) 1 地区当たり 13,570円×診療日数
小児救急医療体制整備事業 小児救急医療拠点病院運営事業	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費、報償費	(常勤の体制) 35,926千円×運営月数/12 夜間加算 3,520千円×運営月数/12 小児救急電話相談実施加算 6,781千円×運営月数/12 (オンコール体制) 12,403千円×運営月数/12
救急医療専門領域医師研修事業	救急医療専門領域医師研修事業に必要な経費	研修 1 分野当たり 1,595千円
小児集中治療室医療従事者研修事業	小児集中治療室医療従事者研修事業に必要な経費	12,612千円
新生児医療担当医確保支援事業	新生児担当医手当等	新生児 1 人当たり 10,000円
医師派遣等推進事業	都道府県医療対策協議会が医師派遣の調整等を行う場合に必要となる経費	3,000千円
	派遣先医療機関が派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費	受入医師 1 人当たり 150千円
	当該医療機関における直近の決算数値により算出される医師 1 人 1 月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額	派遣医師 1 人当たり 1,250千円×派遣月数
	派遣医師が派遣後に海外研修等に参加する自己研鑽に必要な経費	派遣医師 1 人当たり 2,064千円
女性医師等就労支援事業	復職のための受入医療機関の紹介等を行う受付・相談窓口業務に必要な経費、復職研修及び職場環境整備に必要な経費	(相談窓口経費) 7,093 千円 (病院研修及び就労環境改善経費) 1 か所あたり 11,140千円
産科医等確保支援事業	分娩手当等	1 分娩当たり 10千円
産科医等育成支援事業	研修医手当等	1 人 1 月当たり 50千円

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護職員資質向上推進事業	看護職員資質向上推進事業の実施に必要な経費	看護教員継続研修事業 1,219千円 実習指導者講習会 2,493千円 中堅看護職員実務研修 （短期研修） 1実施単位当たり 604千円 （中期研修） 1か所当たり 3,192千円 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業 （がん）1,966千円 （糖尿病）1,966千円 協働推進研修事業 1か所当たり5,434千円 潜在看護職員復職研修事業 （潜在看護職員研修） 1か所当たり 1,481千円 （潜在助産師研修） 1か所当たり 1,481千円 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業 1,801千円
		看護教員養成講習会事業 （看護教員養成講習会）定員30名まで6,719千円、定員30人以上1名増毎に224千円 （教務主任養成講習会）606千円／定員1名毎 （保健師・助産師教員養成講習会）280千円／定員1名毎 （他県受入加算）40千円／1名毎 看護職員専門分野研修 （看護職員専門分野研修） 98千円／定員1名毎 （認定看護師追加研修） 110千円／定員1名毎
看護師等養成所運営事業 （保健師養成所運営事業）	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	基準額 A 及び基準額 B の合計額 （1）基準額 A ア 養成所 1 か所当たり 8,284,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として 1 か所当たり 536,000円 エ 生徒数に 1 人当たり 12,800円 を乗じて得た額 （2）基準額 B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者 1 人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者 1 人当たり 147,000円
看護師等養成所運営事業 （助産師養成所運営事業）	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	基準額 A 及び基準額 B の合計額 〈1年間で教育を行うもの〉 （1）基準額 A ア 養成所 1 か所当たり 8,284,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として 1 か所当たり 536,000円 エ 生徒数に 1 人当たり 141,800円 を乗じて得た額 （2）基準額 B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者 1 人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者 1 人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設 1 か所当たり 4,510,000円 〈2年間で教育を行うもの〉 （1）基準額 A ア 養成所 1 か所当たり 4,142,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 921,000円 ウ 事務職員分として 1 か所当たり 268,000円 エ 生徒数に 1 人当たり 141,800円 を乗じて得た額 （2）基準額 B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者 1 人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者 1 人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設 1 か所当たり 4,510,000円

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護師等養成所運営事業 (看護師(3年課程)養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	基準額 A 及び基準額 B の合計額 (全日制) (1) 基準額 A ア 養成所 1 か所当たり 16,178,000円 イ 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円 ウ 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 エ 事務職員分として 1 か所当たり 536,000円 オ 生徒数に 1 人当たり 15,500円 を乗じて得た額 カ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設 1 か所当たり 1,087,000円 (2) 基準額 B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者 1 人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者 1 人当たり 147,000円 (全日制であって 4 年間で教育を行うもの及び定時制) (1) 基準額 A ア 養成所 1 か所当たり 12,134,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円 ウ 事務職員分として 1 か所当たり 402,000円 エ 生徒数に 1 人当たり 15,500円 を乗じて得た額 カ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設 1 か所当たり 1,087,000円 (2) 基準額 B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者 1 人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者 1 人当たり 147,000円
看護師等養成所運営事業 (看護師(2年課程)養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	基準額 A 及び基準額 B の合計額 (全日制) (1) 基準額 A ア 養成所 1 か所当たり 13,889,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として 1 か所当たり 536,000円 エ 生徒数に 1 人当たり 17,600円 を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設 1 か所当たり 1,004,000円 (2) 基準額 B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者 1 人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者 1 人当たり 147,000円 (定時制) (1) 基準額 A ア 養成所 1 か所当たり 10,417,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円 ウ 事務職員分として 1 か所当たり 402,000円 エ 生徒数に 1 人当たり 17,600円 を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設 1 か所当たり 1,004,000円 (2) 基準額 B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者 1 人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者 1 人当たり 147,000円 (通信制) (1) 基準額 A ア 養成所 1 か所当たり 17,081,000円 イ 総定員が500人を超える養成所において 専任教員分として定員100人増すごとに 1,842,000円 ウ 総定員が500人を超える養成所において 添削指導員分として定員100人増すごとに 1,595,000円 エ 事務職員分として 1 か所当たり 536,000円 オ 生徒数に 1 人当たり 3,500円 を乗じて得た額 (2) 基準額 B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者 1 人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者 1 人当たり 147,000円

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護師等養成所運営事業 (准看護師養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	基準額 A 及び基準額 B の合計額 (1) 基準額 A ア 養成所 1 か所当たり 8,080,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として 1 か所当たり 536,000円 エ 生徒数に 1 人当たり 13,100円 を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設 1 か所当たり 973,000円 (2) 基準額 B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者 1 人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者 1 人当たり 147,000円
看護師等養成所運営事業 (看護師養成所3年課程導入促進事業)	専任教員給与費、事務職員給与費 等	専任教員等配置経費 1 か所当たり 8,408,000円
看護師等養成所運営事業 (助産師養成所開校促進事業)	専任教員給与費 等	専任教員配置経費 1 か所当たり 3,316,000円
看護師等養成所運営事業 (看護師養成所修業年限延長促進事業)	専任教員給与費 等	専任教員配置経費 1 か所当たり 3,316,000円
新人看護職員研修事業	新人看護職員研修事業の実施に必要な経費 医療機関受入研修事業の実施に必要な経費	新人看護職員研修事業 (研修経費) 新人看護職員が1名 のとき 440千円 ・新人保健師研修又は新人助産師研修を含む場合 586千円 新人看護職員が2名 以上 のとき 630千円 ・新人保健師研修又は新人助産師研修を含む場合 776千円 ・新人保健師研修及び新人助産師研修を含む場合 922千円 (教育担当者経費) 215千円／新人看護職員5人毎 (医療機関受入研修事業) 1名～4名 113千円 5名～9名 226千円 10名～14名 566千円 15名～19名 849千円 20名以上 1,132千円 20名以上1名増す毎に45千円
	多施設合同研修事業の実施に必要な経費 研修責任者等研修事業の実施に必要な経費 新人看護職員研修推進事業の実施に必要な経費	多施設合同研修事業 (新人看護職員合同研修) 1,009千円 (新人助産師合同研修) 1,009千円 研修責任者等研修事業 (研修責任者研修) 1,171千円 (教育担当者研修) 1,171千円 (実地指導者研修) 1,171千円 新人看護職員研修推進事業 (協議会経費) 2,307千円 (アドバイザー派遣経費) 170千円／1か所
病院内保育所運営事業	病院内保育所の運営に必要な給与費、委託料（給与費に該当するもの）	(基本額－保育料収入相当額) × 負担能力指数による調整率 基本額 1 (2、4、6) 人 × 180,800円 × 運営月数 (加算額) 24時間保育 23,410円 × 運営日数 病児等保育 187,560円 × 運営月数 緊急一時保育 20,720円 × 運営日数 児童保育加算 10,670円 × 運営日数 休日保育加算 11,630千円 × 運営日数
看護職員確保対策特別事業	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な経費	43,684千円
訪問看護推進事業	訪問看護推進協議会及び事務局の運営に必要な経費、実態調査に必要な経費 訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な経費 在宅医療普及啓発事業の実施に必要な経費	訪問看護推進協議会 (訪問看護推進協議会経費) 298千円 (事務局経費) 2,385千円 (実態調査費) 244千円 訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護師の相互研修 (訪問看護事業所の看護師の研修) 685千円 (医療機関の看護師の研修) 316千円 (訪問看護事業所間の相互研修) 508千円 在宅医療普及啓発事業 (フォーラム等開催費) 198千円 (普及啓発パンフレット作成等経費) 68千円
看護職員の就労環境改善事業	就業環境改善相談・指導者派遣事業の実施に必要な経費 就労環境改善研修事業の実施に必要な経費	(就業環境改善相談・指導者派遣事業) 総合相談窓口設置経費 3,911千円 アドバイザー派遣経費 684千円 (就労環境改善研修事業) 824千円
	就労環境改善支援事業の実施に必要な経費	(就労環境改善支援事業) 2,291千円

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護補助者活用推進事業	看護補助者活用推進事業に必要な経費	1 医療圏あたり 328千円
在宅歯科医療連携室整備事業	在宅歯科医療連携室整備事業に必要な経費	4,058千円
看護師等養成所初度設備整備事業	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	21,735千円
看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2,650千円
院内助産所・助産師外来設備整備事業	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3,811千円
在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	3,638千円
がん診療施設設備整備事業	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	31,500千円
医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費	10,500千円
歯科衛生士養成所初度設備整備事業	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	11,000千円
在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業	口腔のケアに必要な歯科医療機器等購入費	1,432千円
地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設整備事業	医療機関の施設整備費用(新築、増改築)	1㎡当たり 360千円

※ 上記に記載の無い事業の実施に当たっても、標準単価や類似的補助金の交付要綱等を参考に適切な単価設定を行うこととする。

事 務 連 絡

平成 30 年 9 月 14 日

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成 29 年 1 月 27 日医政地発 0127 第 1 号）、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（平成 30 年 2 月 7 日医政地発 0207 第 4 号）及び「地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取り扱い等について」（平成 28 年 1 月 18 日事務連絡）をもって通知及び連絡したところですが、今般、基金の積極的かつ効果的な活用を図り、地域医療構想の達成に向けた取組を進めるため、特に疑義照会が多く寄せられる事業区分Ⅰの対象事業につきまして、別添のとおり明確化しましたのでお知らせいたします。

つきましては、今後、別添内容を踏まえて、事業を計画していただくようお願いいたします。

照会先 厚生労働省医政局地域医療計画課
医師確保等地域医療対策室
代表 03-5253-1111（内線 2771・2661）
直通 03-3595-2186
E-mail: shinkikin9@mhlw.go.jp

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

（１）「回復期病床への転換」以外の施設設備整備

事業区分Ⅰ「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」のうち、標準事業例５「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」の施設設備整備については、回復期病床への転換に係る整備に限定されるものではなく、医療機関の再編統合に係る整備や、病床のダウンサイジングに係る整備等、病床の機能分化・連携に特に必要な整備であれば対象となる。

（２）建物の改修整備費

「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（平成 29 年 2 月 7 日医政地初 0207 第 4 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の 1.（１）「建物の改修整備費」について、建物の改修整備の一環として行う設備整備や備品の購入に要する費用も対象に含まれる。

（３）建物や医療機器の処分に係る損失

「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（平成 29 年 2 月 7 日医政地初 0207 第 4 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の 1.（２）「建物や医療機器の処分に係る損失」について、再編統合等により建替や廃止等を行う医療機関の損失も対象に含まれる。

（４）その他

事業区分Ⅰ「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」のうち、標準事業例５「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」について、以下に掲げる事業についても、当該整備に関連するものとして対象となる。

① 医療機関の再編統合に伴う研修経費

医療機関の再編統合により統合先医療機関に異動予定となった職員が、統合先医療機関における研修を受けるために要する費用（旅費等）。

なお、基金による支援は、地域医療構想調整会議において再編統合が合意された日から再編統合前日までを基本とする。

② 地域医療連携の促進経費

都道府県や医師会、医療法人等が、医療機関等の関係者に対して地域医療連携の促進を図るために開催する説明会や相談会等の運営等に要する費用。

なお、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携の取組につながるよう、都道府県が説明会や相談会等に関与することを基本とする。

医政地発0219第1号
平成31年2月19日

各都道府県衛生主幹(部)局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例及び標準単価の設定について」(平成29年1月27日医政地発0127第1号)をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分Ⅰ及びⅣの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

つきましては、平成31年度以降の都道府県計画の策定に当たりまして、別添内容を踏まえて事業を計上していただくようお願いいたします。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

1. 事業区分Ⅰについて

事業区分Ⅰについては、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」を対象としていますが、標準事業例「5. 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」において、以下に掲げる事業についても、当該整備に関連するものとして対象として差し支えありません。

（１）再編統合、ダウンサイジング、機能転換（以下、「再編統合等」という。）の計画の策定に当たって必要となる経費

- ① 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県が地域医療構想に精通していると認め、都道府県が選定した中小企業診断士等の専門家に相談等を行う際に必要となる経費
- ② 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県立ち会いの下で再編統合等に関する協議を行う際に必要となる経費
- ③ 再編統合等を行おうとする医療機関が、再編統合等後の施設の基本設計・実施設計を行う際に必要となる経費

（２）再編統合等の際に必要となる経費

- ① 再編統合等に当たって、医療機器やベッド等の備品を移転するために必要となる経費
- ② 再編統合等に当たって、患者の搬送、退院支援等を行うために必要となる経費

（３）再編統合等に付随して一体的に行う医療従事者の宿舍、院内保育所等の施設設備整備費

2. 事業区分Ⅳについて

事業区分Ⅳについては、「医療従事者の確保に関する事業」を対象としていますが、標準事業例「26. 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」において、以下に掲げる事業についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

（１）将来的に医師として地域医療を担う人材に対する地域医療の理解促進に要する費用

将来的に地域医療を担う人材に対し、都道府県と連携して大学が実施する地域医療に関する理解促進を図るためのセミナー、出前講義、会議の開催等が必要となる経費

【対象経費】

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、委託料等

(2) 医師定着及び将来にわたる持続的な医師派遣体制の構築に係る経費

若手医師や医学生が地域医療を実際に体験するため、都道府県と連携して大学がへき地等で実施する地域医療研修、地域医療従事者との意見交換会の開催等に必要な経費

【対象経費】

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、委託料等

医政地発0219第1号
令和3年2月19日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号。以下「平成29年通知」という。）をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図ること、さらに、令和6年度から第8次医療計画に新興感染症等への対応が追加されることも見据え、事業区分Ⅱ及びⅣの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

つきましては、今後の都道府県計画の策定に当たりまして、別添内容を踏まえて事業を計上していただくようお願いいたします。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿った事業について、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

1. 事業区分Ⅱについて

事業区分Ⅱについては、「居宅等における医療の提供に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

- (1) 標準事業例「11. かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発」

人生会議（ACP）や在宅医療、上手な医療のかかり方に関する取組全般を地域の医療関係者が住民に対して広く普及・促進するための広報経費

2. 事業区分Ⅳについて

事業区分Ⅳについては、「医療従事者の確保に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、下記の事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

- (1) 標準事業例「25. 地域医療支援センターの運営（地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む）」

- ① 地域枠医師等の勤務先を、各医師の希望や各地域の医師偏在の状況を勘案しつつ調整を行うキャリア形成と医師偏在対策の両立を円滑に推進するための人材（キャリアコーディネーター）の人件費及び、当該調整に係る経費
- ② キャリア形成プログラムの対象予定学生と地域枠医師等が交流を図れるような機会の提供や交流のプラットフォームとなるホームページの作成などに係る経費
- ③ 大学医学部の地域枠入学生など、地域医療に興味を有する医学生や医療従事者を目指す学生を対象とした大学内外の実習に係る経費

- (2) 標準事業例「26. 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」

- ① 自都道府県内だけでなく、医師多数都道府県から医師少数都道府県など県境を越えて医師派遣を受ける場合に必要な経費
- ② 地域枠医師等の地域医療に従事するために必要な総合的な診療能力を持つ医師の養成のための卒前・卒後の教育に寄与し、養成した医師を地域に派遣することを目的とした寄附講座を運営するための経費

- (3) 標準事業例「28. 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援」
総合周産期母子医療センターにおいて、小児・周産期医療を担う医師（以下「医師」という。）が比較的少ない地域等の医療機関（以下「研修医派遣医療機関」という。）の医師に対する研修を行うとともに、当該総合周産期母子医療センターの医師を当該研修医派遣医療機関に交換派遣するに当たり、当該研修や医師派遣に係る経費

- (4) 標準事業例「48. 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援」

薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費（都道府県が認めた薬剤師が不足する地域に所在する医療機関等を勤務地として、一定期間の勤務を修学資金返済義務免除要件（※1）としているものに限る）

※1 具体的な要件については別途、お知らせすることとする。

- (5) 標準事業例「53. 電話による小児患者の相談体制の整備」

地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間における小児患者の保護者等に向けた電話やチャット、テレビ電話を用いた遠隔健康相談体制を整備するための経費や広報に係る経費

- (6) 第8次医療計画に新興感染症等対応が追加されることも見据えた対応
今後の新興感染症等の拡大期に備えた感染防止対策に関連する研修に係る経費（令和3年度に限る）

医政地発0812第 1 号
令和 3 年 8 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例 5 の取扱いについて

「地域医療介護総合確保基金（医療分）」については、先般公布・一部施行された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、令和 2 年度に予算事業として措置された「病床機能再編支援事業」が新たに「事業区分Ⅰ－2」として位置付けられたところです。

今後、地域医療構想の実現に向けた各医療機関の取組に対し、適切に支援を行うためには、「事業区分Ⅰ－2」と併せて、医療機関のニーズを的確に把握しつつ、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（事業区分Ⅰ－1）」を効果的に活用いただくことが重要であると考えています。

また、総務省による「令和 4 年度の地方財政措置についての各府省への申入れ」（令和 3 年 7 月 7 日）において、「医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保するとともに、基金本来の役割を十分果たせるような運用改善措置を講じられたいこと」とされています。

こうした状況を踏まえ、今般、事業区分Ⅰ－1のうち、標準事業例 5「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」（以下、標準事業例 5 という。）の取扱いについて、別添のとおり整理しました。各都道府県におかれましては、地域医療構想の実現に向けた取組を推進するため、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

別 添

事業区分Ⅰ－Ⅰのうち標準事業例５の取扱いについて

１．基金の計画的な確保について

- 標準事業例５は、地域医療構想の実現に向け、地域医療構想調整会議における合意に基づき、病床の機能分化・連携を推進するための施設・設備の整備を行う医療機関に対し、当該整備に係る費用を補助するものです。

当該整備の中でも、特に、複数医療機関による再編統合による新病院の建設や大規模な施設整備については多額の費用を要することから、地域医療構想調整会議における合意に沿った取組を着実に推進するためには、都道府県において、標準事業例５による支援を確実に行うことが重要です。

- こうした観点から、都道府県においては、地域医療構想調整会議における議論の状況や、病床機能報告により把握される医療機関の築年数や取組方針等を踏まえ、標準事業例５のうち多額の費用を要することが想定される医療機関の施設整備（※）について、早期に把握・想定した上で、医療機関が現に整備事業を実施する時期に必要な支援を行うことができるよう、予め計画的に基金を積み立てるようお願いします。

※ 平成 30 年 2 月 7 日付け地域医療計画課長通知における「建物の改修整備費」、「建物や医療機器の処分に係る損失」及び「人件費」、平成 30 年 9 月 14 日付け地域医療計画課長通知事務連絡における「『回復期病床への転換』以外の施設設備整備」、「建物の改修整備費」及び「建物や医療機器の処分に係る損失」、平成 31 年 2 月 19 日付け地域医療計画課長通知における「再編統合等に付随して一体的に行う医療従事者の宿舍、院内保育所等の施設設備整備費」を含みます。

- 具体的には、以下の点に御留意ください。

- ・ 通常、医療機関の整備に要する費用が確定するのは、現に整備事業に着手する時期の直前となることから、当該費用の確定以後に基金を積み立てようとする場合、都道府県において、単年度で多額の一般財源を要することとなり、必要な支援を行うことが困難となるおそれがあります。

このため、当該費用の確定前から、地域医療構想調整会議における議論の

状況等を踏まえ、支援に要すると想定される金額について計画的に基金を積み立ててください。

- ・ 基金の積み立てに当たっては、積立計画（目的、想定される整備時期、想定される執行額、各年度の積立額等）を作成しご提出ください。

なお、当該積立計画に沿って積み立てた基金については、当該計画以外に使用することはできませんので、事業区分Ⅰ－Ⅰの中でも区分して管理することを求めるとともに、当該計画に変更が生じ、積み立てた基金を使用しなくなった場合には速やかに国庫に返納することを求めることになります。管理の方法等については、追って詳細をお示しする予定です。

- ・ 必要な金額をどのように想定するかについては、各地域における地域医療構想の実現に向けた取組の状況によって、様々な方法があると考えられるため、一律にお示しすることは困難です。

その上で、活用が想定される情報の一例として、以下のような情報が考えられますので、これらの情報等を活用した検討をお願いします。

- ① 地域医療構想に係る重点支援区域の申請や、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づく再編計画の申請等を契機として把握される情報（再編統合の時期、方向性、病床数の規模感など）
- ② ①のほか、地域医療構想調整会議等における議論の中で把握される情報（再編統合の時期、方向性、病床数の規模感など）
- ③ 病床機能報告により把握される医療機関の築年数（老朽化により建替えが想定される時期）や取組方針（将来の病床機能・病床数）等の情報
- ④ 医療機関等より病床機能再編を伴う建替えや増改築等の相談を受け把握している情報

2. 補助額に関する適切な算定方法の検討について

- 標準事業例 5 は、前述のとおり、特に、複数医療機関による再編統合による新病院の建設や大規模な施設整備については多額の費用を要することから、地域医療構想調整会議における合意に沿った取組を着実に推進する観点から、都道府県において必要な支援を確実に行うことが重要です。
- こうした観点から、当該標準事業例の補助額に関する算定方法（基準単価×1床当たり平米数×補助率）に関し、以下に示す考え方を踏まえつつ、適切な算定方法となるようご検討いただくようお願いします。

【基準単価】

厚生労働省では、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び基準単価の設定について」（平成 29 年 1 月 27 日医政地発 0127 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、普通交付税に関する省令（昭和三十六年自治省第十七号）第 9 条の表都道府県の 8 衛生費 6 項及び同表市町村の 9 保健衛生費 13 項において定められている値を参照しつつ、医療機関の施設整備費用（新築、増改築）における基準単価を 1 m²当たり 360 千円と示しています。これを踏まえ、都道府県においては、病床の機能分化・連携に向けた取組を推進する観点から、適切な基準単価の設定となるよう、ご検討ください。

※ 平成 30 年度に、当該標準事業例の補助額に関する算定方法を確認した際には、一部の都道府県で、他の国庫補助事業（医療施設近代化施設整備補助事業）で定められていた基準単価（220 千円/m²）を用いていることが確認されています。

※ 標準事業例 5 における基準単価については 360 千円/m²とお示ししていますが、建築単価は建築資材の変動等により大きく左右されるため、地域の実勢価格に適した設定がなされるよう、適宜見直しの対応をお願いします。

【1床当たり平米数】

一般に、他の国庫補助事業（医療施設近代化施設整備補助事業）で定められていた 1 床あたり平米数（25 m²）が用いられていますが、各都道府県において、近年の 1 床あたり平米数の傾向を踏まえた見直しを行っていただくことも考えられます。

【補助率】

多くの都道府県で、基準額に対して $1/2$ の補助率とされていますが、政策医療の確保など地域の実情に応じて、より高い補助率（ $3/4$ など）を設定されている都道府県もあり、地域医療構想の実現に向けた取組を促進する観点から、必要な見直しを行っていただくことも考えられます。

【その他（重点支援区域における特例等）】

重点支援区域における財政的支援として「地域医療介護総合確保基金の優先配分」としていることから、より高い補助率（ $3/4$ など）を設定いただく等の対応も考えられます。

医政地発0928第1号
令和3年9月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号）をもって通知したところです。また、今般、総務省による「令和4年度の地方財政措置についての各府省への申入れ」（令和3年7月7日）において、「医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保するとともに、基金本来の役割を十分果たせるような運用改善措置を講じられたいこと」とされているところです。

こうした状況を受け、各都道府県からご意見も踏まえつつ、基金の有効かつ効率的な活用を図るため事業区分Ⅰ－Ⅰ、Ⅱ及びⅣの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿った事業について、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

1. 事業区分Ⅰ—1について

（1）標準事業例「5. 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」

標準事業例5については、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」を対象としています。以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

① 複数医療機関により病床機能の再編等を進める際の医療機関の施設・設備整備費

複数医療機関により病床機能の再編等の取組を進める際、以下に示すような場合等であって、地域医療構想調整会議において合意が得られている場合においては病床機能の変更を伴わない病床についても、病床機能の分化・連携に向けた取組として当該病床機能の集約に必要な施設・設備の整備費に限り補助対象として差し支えありません。

- 構想区域内で、複数医療機関が、同一のある病床機能を担っているケースにおいて、地域医療構想調整会議における合意に基づき、ある医療機関に当該病床機能を集約（病床機能の変更や病床数の減少を伴わない）するとともに、他の医療機関は別の病床機能に転換する場合。

※ ただし、補助対象となる医療機関は、実際に病床機能が集約される医療機関に限ること。また、再編等に伴い集約された医療機関は、病床機能の集約に関する内容を都道府県に対して明らかにすること。

（例）

- ・ 急性期機能を3病院で担っていた構想区域において、1つの基幹病院に急性期機能を集約、残りの2病院は別の病床機能に転換した場合、引き続き急性期機能を担う基幹病院に対する施設設備整備に関して補助を行う。

② 地域医療連携推進法人の立上げに係る経費

地域医療構想調整会議において合意が得られた複数医療機関が関わる病床機能の分化・連携に係る計画や方針（事業区分 1－2（病床機能再編支援補助金）に係る単独病床機能再編計画や統合計画など）を踏まえ、病床機能の転換・病床数の減少・複数医療機関の再編について具体的取組を進めていくことを目的として地域医療連携推進法人を立ち上げる場合、立上げ時に必要となる費用として以下の経費（病床機能分化・連携に係る費用に限る）を補助対象として差し支えありません。

ただし、補助対象の期間は、地域医療連携推進法人設立前後の 3 年間を上限とします。

- ・ 会議費 ・ 説明会費 ・ 旅費 ・ 法人事務局経費（法人設立経費を含む）
- ・ 共同研修に係る経費 ・ 調査分析、事業計画策定、監査などの委託費
- ・ 職員の異動や派遣等に伴う経費

③ 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費

地域医療構想調整会議における合意を得て、開設者の異なる医療機関が病床機能の分化・連携が行われる再編を実施する場合、当該再編に伴い、新たに雇用契約を締結する職員（再編を行う病院間の職員異動に限る）の現給保障に係る給与（法定福利費を除く）を補助対象として差し支えありません。

ただし、以下のとおり取り扱うこととします。

- ・ 現給保障の補助期間は、雇用契約締結後 3 年間を上限とする。
- ・ 現給保障の補助額は、1 人あたり計 600 万円を上限とする。

（２）自治体病院の施設・整備における取扱い

自治体病院の施設・設備整備の費用に関し、地域医療介護総合確保基金の標準事業例「５．病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」と併せて、病院事業債が活用可能であり、その起債額の算出方法は次のとおりです。

- i 総事業費に対する地域医療介護総合確保基金における補助額を算出
- ii その他の補助金等収入の算出
- iii i 及び ii を除いた自己負担額（補助裏）の算出
- iv iii の補助裏について、病院事業債を充当

2. 事業区分Ⅱについて

事業区分Ⅱについては、「居宅等における医療の提供に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

(1) 標準事業例「12. 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施」

訪問看護ステーションに所属する看護師が円滑に特定行為を実施することができるよう、複数の医療機関等が連携して実施する手順書の作成・検証に係る会議費。

3. 事業区分Ⅳについて

事業区分Ⅳについては、「医療従事者等の確保・養成のための事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

(1) 標準事業例「25. 地域医療支援センターの運営（地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む）」

大学医学部に一般枠で入学した学生のうち、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意した者を対象とした修学資金の貸与に係る経費。

(2) 標準事業例「36. 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施」

標準事業例 36 については、「看護職員の資質の向上を図るための研修の実施」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

- ① 地域における看護師の特定行為研修修了者確保のため、受講者や受講者の所属する医療機関等に対して支援する受講に係る経費
- ② 指定研修機関における研修体制確保のため、指導者の派遣に係る経費

(3) 標準事業例「37. 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施」

看護補助者向けに実施する医療安全や感染対策、日常生活支援等に関する研修に係る経費。

(4) 標準事業例「38. 離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進」

医療現場における職員間 や患者・家族等からのハラスメント対策におけるマニュアルの作成や研修等に係る経費。

(5) 標準事業例「48. 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援」

地域における病院薬剤師の安定的な確保を目的として、都道府県が指定する病院（薬剤師の偏在状況や充足状況等を踏まえ薬剤師が不足とされている地域・医療機関に限る）へ期間を定めて薬剤師派遣を行うための経費。

(6) 改正労働者派遣法施行令に基づくへき地の医療機関への医療従事者の派遣に必要となる事前研修の費用

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和3年3月2日医政発0302第14号、職発0302第5号、子発0302第1号、老発0302第6号、障発0302第1号厚生労働省医政局長、職業安定局長、老健局長、子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）の第1の5の（二）「派遣就業前の事前研修の実施」について、各都道府県のへき地医療支援機構等が中心となつて行う事前研修に係る経費。

医政地発0524第 1 号
令和 5 年 5 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて

標記については、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成29年通知」という。）をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため事業区分Ⅳの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知します。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿ったものである場合には、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

事業区分Ⅳについては、「医療従事者の確保に関する事業」を対象としています
が、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差
し支えありません。

標準事業例「26. 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」

- ① 「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」
（令和3年2月19日医政地発0219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通
知）の別添の2.（2）②の経費に関し、総合的な診療能力を持つ医師に限らず、
都道府県の実情に応じた診療科の医師の養成のための卒前・卒後の教育（※）
に寄与し、養成した医師を地域に派遣することを目的とした寄附講座を運営す
るための経費
※ 卒後の教育には、リカレント教育も含むこととして差し支えないが、女性
医師支援センター事業等の既存事業において対象となる復職支援について
は対象外。
- ② 医師派遣が可能な医療機関から、医師の確保を図るべき区域にある医療機関
や、医師の勤務環境改善を行ってもなお、年通算の時間外・休日労働時間が1,860
時間を超える又は超えるおそれのある医師が所属する医療機関等へ医師派遣を
行う場合に必要な経費（ただし、令和3年2月19日医政地発0219第1号厚生労
働省医政局地域医療計画課長通知の別添の2.（2）①の経費との重複は不可。）

上記①及び②を含めた医師派遣についての当該基金の活用にあたっては、地域医
療支援センター等により、医師少数区域に所在する医療機関における医師の確保の
動向、医師多数区域に所在する医療機関において医師が確保されている要因、その
他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析等を行い、医師の
確保が必要な医療機関をあらかじめリスト化する等により把握するとともに、地域
医療対策協議会と協議の上、必要な医師派遣について支援を行うこと。なお、既に
支援している医師派遣や医師派遣を伴う寄附講座についても、同様の過程を経て支
援することが望ましい。

医政地発1222第2号
令和5年12月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記については、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成29年通知」という。）をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分Ⅳの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知します。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿ったものである場合には、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

（事業区分Ⅳ）

食事療養を提供する人員体制を確保するための食材料費の高騰に対する支援に必要な経費

食事療養の提供は、管理栄養士等の専門人材と医師等が適切な助言・管理の下でチーム医療により実施することが必要であるが、昨今の食材料費の高騰に伴い、病院経営への大きな影響が生じている。こうした事態は、経営面の影響にとどまらず、コスト削減のため、食材料費の節約、病院食の質の低下を招き、管理栄養士などから成るチームによる患者への栄養指導・支援等の能力を十分に発揮することができなくなるおそれがあることから、以下の要件による食材料費の高騰に対する支援については事業区分Ⅳの対象として差し支えない。

【対象となる食材料費の高騰に対する支援の要件等】

対象施設：病院・有床診療所

対象期間：令和6年4月1日～令和6年5月31日

支 援 額：許可病床数×3,200円（1月あたり1,600円）

留意事項：対象施設数を考慮し、本事業に限り執行事務に係る委託費等の事務費（都道府県職員の人件費を除く）を対象とする。

医政地発0308第1号
令和6年3月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記については、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成29年通知」という。）をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため事業区分Ⅱの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知します。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿ったものである場合には、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

事業区分Ⅱについては、「居宅等における医療の提供に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

標準事業例「12. 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施」

訪問看護を行う看護師等における利用者・家族からの暴力・ハラスメント対策として、セキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費。

※防犯機器とは、例えば、位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザーや防犯ボタン付き携帯電話など。

※防犯機器の導入に係る初度整備費用以外の、防犯機器の運用に係るランニングコスト等に係る経費は補助対象外とする。